

令和 8 年度起業家人材育成事業実施委託業務 業務仕様書

1 委託業務の概要**(1) 業務件名及び数量**

令和 8 年度起業家人材育成事業実施委託業務 一式

(2) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

2 委託業務の目的

若者・女性の起業家人材としての育成により、起業と起業後の成長を促進するため、県内での起業を目指す大学生、大学院生、高等専門学校生、若者、女性等を対象として、起業家を育成するプログラムを実施する。

3 委託業務の内容**(1) 大学生、若者、女性等を対象とした起業家育成プログラム**

県内で起業等を志向する大学生、若者、女性等を対象に、起業に必要な知識等を習得させるためのプログラム（以下「プログラム」という。）の実施に係る業務ア～キを実施する。

ア 受講者の募集・選定

(ア) 岩手県内で起業等を志向する県内外の大学生、受講申込時 39 歳以下の若者、女性等を対象に募集し、25 名程度を選定する。

(イ) 対象学生の募集に当たっては、県内の高等教育機関等と連携し、県内大学等で広く周知活動を実施する。

(ウ) 若者・女性の募集に当たっては、県内各団体が実施している起業塾や起業セミナー等と連携して広く周知活動を実施する。

(エ) 受講者の選定に当たっては、選考を実施し、本人の地元起業に向けた意気込み、熱意等を評価の上、選定する。

イ 組織体制の整備

(ア) プログラム運営責任者、運営スタッフ及び講師で構成する組織体制を整備する。

(イ) プログラム運営責任者は、県と調整のうえ、プログラム全体の企画推進及び全体管理を担うほか、カリキュラムの検討、参加学生の評価を踏まえたカリキュラムの自己評価等を行う。

(ウ) プログラム運営スタッフは、外部講師との交渉・調整、研修先の開拓・調整、研修会場の確保のほか、運営全般に係る事務を行う。

(エ) 講師は、県内及び首都圏等で活躍している専門家、実務家、必要な技術や知識を取得した者等とし、講義を実施する。

ウ カリキュラムの作成・実施

(ア) 受講者の起業に向けたマインドの醸成、知識の習得が図られるような講義やワークショップ等のカリキュラムを設計して実施すること。

(イ) カリキュラムの実施に関し、県内の高等教育機関等との連携を図り実施すること。

(ウ) カリキュラムの内容は、業務委託期間中で完結するものとする。

(エ) 受講者に対しプログラム全体や必要とする支援についてアンケートを実施し、取りまとめた資料を県に提出すること。

オ 受講者の起業準備に向けた継続支援

受講者の意向により、受講中又は修了後に支援機関等の紹介を行うなど、起業準備に向けて支援するものとする。

カ 受講者の経費負担

受講料は無料とする。

キ スケジュール等の諸管理

委託業務のスケジュール管理を行うとともに、事業全体の進捗状況等について定期的に県に報告する。

(2) メンタリングプログラムの実施

起業を志す大学生等で組織する団体や(1)の起業家育成プログラムの受講者、別途、県が実施するピッチ大会・交流会登壇者等の中から、4団体(者)を選定し、メンタリングプログラムを次のとおり実施すること

ア 1団体(者)あたり4回以上のメンタリングを実施すること。

イ 専門知識やスキルとともに、支援経験のあるメンターの選定を行うこと。

ウ メンタリング参加者の起業マインド醸成やビジネスプランの成長につながるよう、参加者の状況に応じて、効果的なメンタリングスケジュールや内容とすること。

4 業務完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務完了報告書(一式)を県に提出し、完了検査を受けるものとする。

(1) 業務完了報告書の内容

ア 大学生等を対象とした起業家育成プログラム

(ア) プログラムの各回の実施内容等の概要

(イ) 受講者の成果の把握資料(ビジネスプラン等、達成度を図る指標の状況等)

(ウ) アンケートをとりまとめた資料

イ メンタリングプログラムの実施

(ア) メンタリング対象者及びメンター名簿

(イ) メンタリング内容と結果等の概要

(2) 提出期限

令和9年3月24日(水)

5 留意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県の承諾なしに第三者に提供してはならないものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(3) 再委託等の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託の内容、再委託先(商号または名称)、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

(4) 権利の帰属

本業務の実施により制作された成果品の所有権に関する事項等については、原則として県に帰属するものとする。

(5) 施設の管理義務

施設の運営管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって施設の維持管理に努めるものとし、受託者の故意又は過失により、施設及び設備を破損又は滅失したときは、受託

者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。

(6) その他

本業務を実施するに当たり、本仕様に疑義等が生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。また、詳細な契約条件については、契約締結時に定めるものとする。

受託者は、県が行う本委託業務終了後の効果測定に協力すること。